

## 子育て支援スタッフ派遣事業

子育て中のご家庭に育児や家事に精通した経験豊富なスタッフを派遣して、炊事・洗濯・掃除などの指導や乳幼児の授乳・おむつ交換などのアドバイスをするとともに、子育てに関する情報の提供（子育てサークルの冊子や事業チラシの配布など）を通じてさまざまな子育て支援を行います。

### ◆利用できる方

市内に住所がある方で、出産予定日が6週以内の方および0～5歳までの乳幼児を持つ方（ただし、その乳幼児が保育園や幼稚園に通っている場合を除く）で親族から家事・育児などの支援を受けられない方

### ◆利用日

月～土曜日  
（日曜日、祝日、年末年始は利用できません。）

### ◆利用時間

午前9時～午後6時のうち3時間以内

### ◆利用内容

- ・家事指導（炊事・洗濯・掃除など）
- ・育児指導（授乳・おむつ交換・沐浴補助など）

### ◆利用回数

1家庭1日1回、月に2回まで

### ◆利用料金

無料

### ◆ご利用にあたって

- ・利用には登録が必要です。
- ・利用する方が在宅してください。
- ・時間の延長はできません。

### ◆申込方法

- ・利用希望日の10日前までに登録申請書（子ども家庭課にあります）を提出してください。審査の後に利用の可否を通知します。

### 【登録申請書の提出先】

子ども家庭課（☎23-7738）

### 【利用の申込先】

（社）関市シルバー人材センター・とんとん館  
（本町2-26 いろはビル1階 ☎24-1311）

## 児童扶養手当、特別児童扶養手当、自立支援給付金制度

### 特別児童扶養手当

精神または身体に中程度以上の障がいのある児童（20歳未満）を養育している方に支給されます。ただし、児童が児童福祉施設に入所しているときや、障がいを理由とする公的年金を受けているときには支給されません。また、前年の所得が一定以上などの場合は、支給の制限があります。

### ◆対象となる障がいの程度

- ▽療育手帳 A1、A2、B1程度
- ▽身体障害者手帳 1級～3級、4級の一部程度
- ▽疾病などにより障がいを有するのと同程度と認められる状態であって、一定の介助や安静を必要とするとき（別に定めがあります。）

### ◆手当の額（月額）

- ▽1級（重度）50,750円
- ▽2級（中度）33,800円

### ◆手当の支給 認定請求をした月の翌月分から支給されます。

### ◆照会先 子ども家庭課（☎23-7733）

### 児童扶養手当

父親と生計を同じくしていない母子家庭などの18歳未満の児童（20歳未満で一定の障がいの状態にある児童を含む）を養育している方に支給されます。ただし、公的年金を受けているときなどの場合には支給されません。また、前年の所得が一定以上などの場合は、支給の制限があります。

### ◆手当の額（月額）

- ▽児童1人のとき 41,720円
- ▽児童2人のとき 46,720円
- ▽児童3人以上のとき 3人目から1人増すごとに月3,000円を加算

### ◆手当の支給 認定請求をした月の翌月分から支給されます。

### ◆照会先 子ども家庭課（☎23-7733）

### 母子家庭自立支援給付金

母子家庭のお母さんが安定した職に就けるよう給付金制度があります。

### 【高等技能訓練促進費等事業】

資格（看護師（准看護師）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士のみ）取得のために、大学、専門学校などで高等技能訓練を受ける場合に給付金が支給されます。

### ・支給額（月額）

- ▽住民税非課税世帯 141,000円
- ▽住民税課税世帯 70,500円

### 【自立支援教育訓練給付金事業】

指定された教育訓練を受ける場合に給付金が支給されます。

### ・支給額 教育訓練受講料の20%

### ◆照会先 条件など詳細は、児童母子福祉センター（☎23-2296）母子自立支援員まで